

5年度

債務負担行為見積書

局名 スポーツ局

所属名 スポーツ課 (直通 045-285-0795)

(単位 千円)

事項	武道館指定管理費	

	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源
						国庫支出金	県債	その他	
見積額	150,150	令和元年度 ～ 令和4年度	90,250	令和5年度 ～ 令和6年度	59,900	-	-	6,818	53,082

査定額	150,150	令和元年度 ～ 令和4年度	90,250	令和5年度 ～ 令和6年度	59,900	-	-	5,102	54,798
-----	---------	---------------------	--------	---------------------	--------	---	---	-------	--------

事業概要等

1 事業概要

県立スポーツ施設である武道館については、平成22年4月より地方自治法第244条の2に基づき指定管理者制度を導入しており、指定期間の満了に伴い、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間を指定期間として、指定管理者の指定を行うため、指定管理料の債務負担行為を設定する。

【債務負担行為】

年度	指定管理料	財源内訳	
	武道館	特定財源	一般財源
R元	-	-	-
R2	30,000	1,834	28,166
R3	30,000	3,445	26,555
R4	30,250	3,445	26,805
R5	29,950	1,693	28,257
R6	29,950	3,409	26,541
計	150,150	13,826	136,324